

「近世の天皇・親王・公家の家職」趣旨説明

朝 幕 研 究 会

あいにくの雨天となりましたが、ご多用の中ご参加頂きありがとうございます。第三回を迎えた「近世の天皇・朝廷研究」大会であります。昨年の第二回大会では、テーマを「近世朝廷の女性たち」として天皇家の女性、女院、女官の実態を明らかにしました。本年は「近世の天皇・親王・公家の家職」をテーマに立て、家職論を切り口にして、近世の天皇・朝廷の性格を検討いたします。

まず山口和夫氏は「近世朝廷における天皇家の家職」のタイトルで、天皇の存在を家職論として分析します。次に梅田千尋氏は「土御門家の家職と天文暦算」のタイトルで、公家の家職について土御門家を中心に論じます。従来、土御門家については陰陽道の本所としての機能分析について研究蓄積がありますが、本日は

主に天文暦算を通して家職論を考察します。田中潤氏は「親王・宮門跡の家職としての書道」のタイトルで、有栖川宮家における書道の家職成立と機能について分析します。また青蓮院門跡による家職との対比も視野に入れます。

さて、一八六八年の明治維新からとして一九四五年の敗戦まで、七七年間の天皇の存在は肥大化され、近代国家の絶対的な権力として君臨しました。この経験の後に一九四五年の敗戦以降、現代に至る現憲法体制の下で、いわゆる「象徴天皇制」と呼ばれる天皇の存在があるわけです。敗戦までの七七年間の余りに肥大化した天皇の存在は、それ以前の近世の天皇・朝廷の存在を厚い幕の向こうに隠しているようです。幕を上げて、近世の天皇・朝廷の実像にせまらなくてはなりません。

ところで、歴史学は学問のための学問をするだけでは許されな

い、という考え方が求められます。未来や現代に対して責任を負うという考え方が、歴史学には強く求められます。

一九四五年の敗戦に帰結した、肥大化した戦前の天皇の責任論から、従来のように、単純に天皇制廃止を唱えるだけでは、問題は解決しません。念のために申せば私個人は、依然昭和天皇の戦争責任を明確にすることが、日本やアジアのためになると考えます。しかし現憲法の下での、六四年間の象徴天皇・皇室の存在や果してきた一定の役割を前提に考えた時には、単純に天皇制廃止を唱えることは難かしくなります。将来の社会・国家のために天皇の存在や役割について検討することは重要で、そのためにも近世の天皇・朝廷の存在を実証的に明らかにすることが大きな意味を持ちます。

日本にとつて天皇とは何か、という避けて通ることのできない課題を解決するのに、家職論は有効な切り口になります。現代にも存在する家元制度の原形が、近世にさかのぼらせて、どの時点から始められたのかというような狭い視点からの研究ではなく、古代・中世を経て形成された家職・家業が、近世の国家・社会の中にどのように継承されたり、独自に形成されたのか、その実態を明らかにし、天皇・親王・公家の国家や社会に占める役割を具体的に描くことから、改めて近世の天皇・親王・公家とはどういう存在であったのか、明らかにできると考えます。

三人の報告と引き続く討論が充実したものになるよう期待して、

趣旨説明と致します。

なお、山口和夫「近世朝廷における天皇家の家職」については、山口氏の都合により本書掲載を見送ることにいたしましたことを、ここにお断り致します。

(文責・高埜利彦)